

## ■ 自動車税（環境性能割）

- ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象となります。
- ※ 軽自動車税（環境性能割）は市町村税となりますが、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととされています。

### 納める人

自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人  
（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主）

### 納める額

自動車の通常の取得価額（課税標準額） × 税率

- ※ 環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%になります。

#### 環境性能割の税率（乗用車の例）（令和5年12月31日まで）

燃費性能等	税率			
	登録車		軽自動車	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車				
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準65%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%			
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車		2.0%		2.0%
上記以外				2.0%

★★★★は平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

#### 環境性能割の税率（乗用車の例）（令和6年1月1日から令和7年3月31日まで）

燃費性能等	税率			
	登録車		軽自動車	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車				
★★★★かつ令和12年度燃費基準80%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	2.0%			
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%
上記以外		2.0%		2.0%

★★★★は平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

### 免税点

取得価額が50万円以下の場合、課税されません。

## 申告と納税

新規登録、移転登録、使用の届出等の際、申告書を提出し、同時に納めます。

## 市町村への交付

府に納められた自動車税（環境性能割）の40.85%は、府内の市町村に対して、市町村道の面積と延長に応じて交付されます。さらに、京都市に対しては33.25%に府と京都市の国道、府道の面積と延長の割合を乗じて得た額が加算して交付されます。

## バリアフリー対応バス・タクシー及び先進安全自動車（ASV）の取得に係る軽減措置

バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置や先進安全自動車（ASV）の取得に係る軽減措置があります（初回新規登録に限ります。）。

詳しくは、京都府のホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600028.html>)をご覧ください。



## 自動車税（種別割）

### 納める人

府内に主たる定置場のある自動車の所有者  
（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主）

### 納める額

自動車の種類・用途・排気量等によって年税額（4月～翌年3月の1年間）で定められており、主なものは次のとおりです。

#### 乗用車

区 分	営業用	自家用	
		初回新規登録日	
		～R1.9.30	R1.10.1～
総排気量1リットル以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円	25,000円
総排気量1リットル超 1.5リットル以下	8,500円	34,500円	30,500円
総排気量1.5リットル超 2リットル以下	9,500円	39,500円	36,000円
総排気量2リットル超 2.5リットル以下	13,800円	45,000円	43,500円
総排気量2.5リットル超 3リットル以下	15,700円	51,000円	50,000円
総排気量3リットル超 3.5リットル以下	17,900円	58,000円	57,000円
総排気量3.5リットル超 4リットル以下	20,500円	66,500円	65,500円
総排気量4リットル超 4.5リットル以下	23,600円	76,500円	75,500円
総排気量4.5リットル超 6リットル以下	27,200円	88,000円	87,000円
総排気量6リットル超	40,700円	111,000円	110,000円

※ ローターエンジンを搭載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の乗用車の区分で対応する税額となります。

## トラック（最大乗車定員が3人以下のもの）

区 分	営業用	自家用
最大積載量1トン以下	6,500円	8,000円
最大積載量1トン超 2トン以下	9,000円	11,500円
最大積載量2トン超 3トン以下	12,000円	16,000円
最大積載量3トン超 4トン以下	15,000円	20,500円
最大積載量4トン超 5トン以下	18,500円	25,500円
最大積載量5トン超 6トン以下	22,000円	30,000円
最大積載量6トン超 7トン以下	25,500円	35,000円
最大積載量7トン超 8トン以下	29,500円	40,500円
最大積載量8トン超	29,500円に8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額

## 貨客兼用車（最大乗車定員が4人以上で最大積載量が1トン以下のもの）

区 分	営業用	自家用
総排気量1リットル以下又は電気を動力源とするもの	10,200円	13,200円
総排気量1リットル超 1.5リットル以下	11,200円	14,300円
総排気量1.5リットル超	12,800円	16,000円

貨客兼用車（最大乗車定員が4人以上のもの）で最大積載量が1トンを超えるものについては、トラックの税率に排気量に応じて下記の加算額を加算します。

区 分	営業用の加算額	自家用の加算額
総排気量1リットル以下又は電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円
総排気量1リットル超 1.5リットル以下	4,700円	6,300円
総排気量1.5リットル超	6,300円	8,000円

## けん引車及び被けん引車

区 分	営業用	自家用
小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円
普通自動車に属するけん引車	15,100円	20,600円
小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円
普通自動車に属する被けん引車	最大積載量8トン以下	7,500円
	最大積載量8トン超	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額

## バス

区 分	一般乗合用	その他営業用	自家用
乗車定員30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
乗車定員30人超 40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
乗車定員40人超 50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
乗車定員50人超 60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
乗車定員60人超 70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
乗車定員70人超 80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
乗車定員80人超	29,000円	64,000円	83,000円

### 特種用途自動車のうちキャンピング車

区 分	自家用	
	初回新規登録日	
	～R1.9.30	R1.10.1～
総排気量1リットル以下又は電気を動力源とするもの	23,600円	20,000円
総排気量1リットル超 1.5リットル以下	27,600円	24,400円
総排気量1.5リットル超 2リットル以下	31,600円	28,800円
総排気量2リットル超 2.5リットル以下	36,000円	34,800円
総排気量2.5リットル超 3リットル以下	40,800円	40,000円
総排気量3リットル超 3.5リットル以下	46,400円	45,600円
総排気量3.5リットル超 4リットル以下	53,200円	52,400円
総排気量4リットル超 4.5リットル以下	61,200円	60,400円
総排気量4.5リットル超 6リットル以下	70,400円	69,600円
総排気量6リットル超	88,800円	88,000円

### 特種用途自動車のうちキャンピング車以外

区 分	営業用	自家用	
霊きゅう車	10,000円	13,900円	
三輪の小型自動車（霊きゅう車及びキャンピング車を除く。）	7,000円	9,400円	
四輪以上の小型自動車（霊きゅう車及びキャンピング車を除く。）	9,000円	12,000円	
被けん引車	最大積載量4トン以下	3,900円	5,300円
	最大積載量4トン超	7,500円	10,200円
その他	22,000円	30,400円	

### 三輪の小型自動車（特種用途自動車を除く）

区 分	営業用	自家用	
けん引車	3,900円	5,300円	
被けん引車	最大積載量4トン以下	3,900円	5,300円
	最大積載量4トン超	7,500円	10,200円
乗用車	4,500円	6,000円	
その他	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円
	最大積載量1トン超	7,000円	9,400円

### 自動車税（種別割）の月割り計算について

自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度の途中で廃車・新規登録をした場合は、次のとおり月割の税額になります。

4月1日以後に購入したとき（新規登録）、廃車にしたとき（抹消登録）

区分	新規登録	抹消登録
納める額	登録の月の翌月から3月までの分	4月から登録の月までの分 (登録の月の翌月から3月までの分はお返しします。)

(注) 移転登録（名義変更）の場合は、新所有者は翌年度から納めることになります。

## 申告と納税

### ●自動車を購入・廃車・登録事項の変更をした場合

自動車の登録を行うときは、そのつど、自動車税（種別割）の申告書を提出することになっています。  
また、新規登録をした場合には、申告のときに自動車税（種別割）を納めます。

### ●既に自動車をお持ちの場合

府から送付される納税通知書によって5月末日までに納めることになっています。

## 自動車税（種別割）は車検のときに納付するものではありません

自動車税（種別割）は毎年課税され、通常、納期限は5月末日です。納期限を過ぎますと、延滞金が加算されるだけでなく、財産差押え等の滞納処分の対象になります。

車検のときにまとめて納付するのではなく、納期限までに納付してください。

## 納税証明書は車検証と一緒に保管することをお勧めします

納税通知書の右端には、自動車の継続検査・構造等変更検査用（車検用）の納税証明書が付いています。  
この納税証明書は、皆様が金融機関や郵便局等の窓口で税金を納付して、領収日付印取扱期限までの領収日付印が押されると効力が発生するようになっています。

なお、自動車税（種別割）の納税確認の電子化により、納付されてから一定期間を経過していれば、継続検査等の際に納税証明書を提示しなくても車検の更新が可能です。ただし、運輸支局で納税確認ができるようになるまでには、納付日からおおむね2週間かかり、その間に車検を更新する場合等には、納税証明書の提示が必要となりますので、車検証と一緒に保管することをお勧めします。

## 軽自動車については、市（区）町村へ

軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者に対しては、市町村税である軽自動車税（種別割）が課税されます。

## 自動車税（種別割）のグリーン化税制

自動車排出ガスに窒素酸化物や二酸化炭素等をあまり含まない、環境負荷の小さい車は税率を軽くし、一方では環境負荷の大きい車は重くするという仕組みになっています。

## 自動車税（種別割）のグリーン化税制

自動車の排出ガスには、地域の環境や私たちの健康に影響を与える NOx（窒素酸化物）、PM（粒子状物質）等のほか、地球温暖化を進める CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）が含まれており、その抑制が求められています。

排出ガスにそのような物質をあまり含まない環境負荷の小さい車は税率を軽くし、一方では環境負荷の大きい車は重くするという税制度を「自動車税（種別割）のグリーン化」と呼びます。

## グリーン化税制の内容

### 1 軽課

・令和4年度に初回新規登録をされた下表の自動車について、登録の翌年度1年間に限り、税率を軽減します。

対象自動車		軽減率
1	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ※ハイブリッド自動車は「1」の区分に含まれません。	おおむね 75%
2	排出ガス基準適合車（※）かつ「令和12年度燃費基準90%達成」かつ「令和2年度燃費基準達成」の営業用乗用車	
3	排出ガス基準適合車（※）かつ「令和12年度燃費基準70%達成」かつ「令和2年度燃費基準達成」の営業用乗用車	おおむね 50%

※ ガソリン車及びLPG車は平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車、クリーンディーゼル車は平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス規制適合車

## 2 重課

初回新規登録から下表の年限を超えている自動車については、その翌年度以降の自動車税（種別割）が増額されます。

対象自動車	重課率	
	バス・トラック（※）	左記以外の自動車（※）
初回新規登録から11年を経過したディーゼル車	おおむね10%増	おおむね15%増
初回新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車		

※特種用途自動車の場合は、最大積載量の定めのあるものはおおむね10%増  
最大積載量の定めのないものはおおむね15%増になります。

- （注）1. 初回新規登録からの経過年数は、窒素酸化物（NOx）等の排出性能や平均使用年数などを総合的に判断して設定されたものです。  
2. 増額の対象自動車には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は含まれません。

《参考》

対象自動車	初回新規登録日	税率変更の時期
ディーゼル車	平成23年3月31日まで	既に増額
	平成23年4月1日～平成24年3月31日	令和5年度以降増額
	平成24年4月1日～平成25年3月31日	令和6年度以降増額
ガソリン車・LPG車	平成21年3月31日まで	既に増額
	平成21年4月1日～平成22年3月31日	令和5年度以降増額
	平成22年4月1日～平成23年3月31日	令和6年度以降増額

（注）初回新規登録日は、自動車検査証の「初度登録年月」欄に記載の年月をご参照ください。

## 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

自動車を保有するために必要な各種手続（検査登録、保管場所証明申請等）と税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、自動車重量税等）をオンライン申請で一括して行うシステムです。

### ● 詳しい内容及びお問い合わせ先

OSSホームページ（<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>）をご覧ください。

OSSヘルプデスク（050）5540-2000 ※受付時間8:30～17:00（年末年始を除く平日）



## 自動車に関係ある税金

取得した時	所有している時	使用する時（燃料）
自動車重量税（国）	自動車重量税（国）	揮発油税（ガソリン）（国）
自動車税（環境性能割）（府）	自動車税（種別割）（府）	地方揮発油税（ガソリン）（国）
自動車税（種別割）（府）	軽自動車税（種別割）（市町村）	石油ガス税（LPG）（国）
軽自動車税（環境性能割）（市町村※）		軽油引取税（軽油）（府）
※府が賦課徴収		

このほかに消費税及び地方消費税があります。



## ■ 自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の障害者減免

京都府では、心身に障害のある方が地域社会を構成する一員として、安心して日常生活を営み、社会に参加することができるよう、一定の要件に該当する場合に減免を行っています（環境性能割の減免は軽自動車も含まれません。）。

### 1 減免を受けることができる方

#### (1) 身体障害者の方（身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方）

障害の区分		身体障害者手帳に記載された障害の程度	戦傷病者手帳に記載された障害の程度
視覚障害		1級から4級	特別項症から第6項症
聴覚障害		2級から4級	特別項症から第4項症
平衡機能障害		3級・5級	
音声機能障害（喉頭摘出によるものに限る。）		3級	特別項症から第2項症
上肢不自由		1級から3級	特別項症から第6項症
下肢不自由		1級から6級	特別項症から第6項症・ 第1款症から第3款症
体幹不自由		1級から3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から3級	
	移動機能	1級から6級	
心臓機能障害		1級・3級・4級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級	
肝臓機能障害		1級から4級	特別項症から第3項症

(注) 1. 戦傷病者手帳の恩給法改正前の第3款症は、現行の第4款症となりますので、減免を受けることができません。

2. 音声機能障害の場合は、障害者本人が所有（取得）かつ運転する自動車に限ります。

#### (2) 知的障害者の方

療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方

※ 療育手帳がない場合は、権限ある機関が発行する「重度の知的障害者」であること（「A判定」）の証明書が必要です。

#### (3) 精神障害者の方

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1級」の方、又は、国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害の状態と同程度の状態の方で、かつ、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている方

**こんなときはお問い合わせください**

・障害が重複することにより、表と異なる上位の障害の程度とされている場合

**お問い合わせ先** 自動車税管理事務所 電話 075-672-6155

京都府の  
財政と府税

府税の  
あらまし

よく見る  
国税

府税の納付

お問い合わせ先

お知らせ  
など

## 2 減免の対象となる自動車

### (1) 自動車の使用状況

- ・障害者本人が運転する自動車
- ・障害者と生計を一にする方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ・障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車

### (2) 自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障害者1人につき1台（軽自動車・バイクを含む。）に限ります。

### (3) 自動車の所有（取得）者と運転者の関係

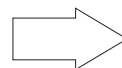
障害者の状況・障害の程度等		所有（取得）者	運転者
障害者の方が18歳以上の場合	①障害者の方が生徒又は学生 ②重度の障害者の方（身体障害者手帳の1級又は2級、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症、療育手帳A） ③精神障害の程度が1級又は1級と同程度の方	障害者本人又は障害者と生計を一にする方	障害者本人又は障害者と生計を一にする方
	④上記①～③以外の場合	障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする方
障害者の方が18歳未満の場合		障害者と生計を一にする方	障害者と生計を一にする方
音声機能障害の方の場合		障害者本人	障害者本人
障害者のみで構成される世帯の障害者の方の場合		障害者本人	常時介護する方

## 3 減免の限度額・減免額について

自動車税（種別割）…年額 45,000円

環境性能割……………課税標準額300万円に

環境性能割の税率を乗じて得た額



上限を超える場合には上限との差額分を納付していただきます。

※1 グリーン化税制の適用を受ける場合の自動車税（種別割）の上限は、次のとおりになります。

- ・おおむね10%重課の場合…49,500円
- ・おおむね15%重課の場合…51,700円
- ・おおむね50%軽減の場合…22,500円
- ・おおむね75%軽減の場合…11,500円

※2 障害者の方のためにもっぱら利用される8ナンバーの「車いす移動車」等については、自動車税(種別割)、環境性能割ともに全額減免となります。



## 4 減免申請書類等の提出期限

区 分		申請書類等の提出期限
自動車を新規に取得する場合（乗換えの場合を含む）	①新規登録で、環境性能割や自動車税（種別割）がかかるとき （登録の日に減免要件に該当している方）	自動車の登録日(※1)(※2)
	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録等（名義変更）する場合及び他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、環境性能割がかかるとき （登録の日に減免要件に該当している方）	自動車の登録日(※1)
	③上記①②の登録で環境性能割も自動車税（種別割）もかからないとき	翌年度の4月1日から納期限まで
自動車を既に所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	④4月1日（午前0時）に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日から納期限まで  随時(※3) (申請年度の納期限後から当該年度の2月末日まで)
	⑤4月1日（午前0時）後に減免要件に該当することとなったとき（4月1日以降に障害者手帳の交付を受けた場合など）	随時(※3) (減免要件に該当した年度の2月末日まで)

※1 環境性能割については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。

※2 自動車税（種別割）については、登録日を過ぎて申請された場合、減免申請月の翌月以降分から月割で計算した額が減免となります。

※3 減免申請月の翌月以降分から月割で計算した額が減免となります。

## 5 その他の減免

- ・障害者が運転免許を取得するために特別の運転装置を備えた自動車
- ・障害者の利用のための特別な装置（車いすの昇降装置、固定装置、浴槽等）を備えた自動車
- ・障害者がもっぱら運転するために、特別の運転装置を備えたタクシー等の事業用の自動車等の減免制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

## 6 お問い合わせ先

減免の要件、減免の申請に必要な書類等、詳しくは以下の事務所にお問い合わせください。

- ・自動車税管理事務所 電話075-672-6155（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割））
- ・お近くの府税の窓口（自動車税（種別割））

## ■ 軽油引取税

この税金は、バス・トラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税されるものです。

### 納める人

特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）で現実の納入を伴うものを行った人（特約業者・元売業者を通じて納めます。）

元売業者とは ー 軽油を製造・輸入・販売することを業とする者で、総務大臣が指定した者

特約業者とは ー 元売業者と契約して軽油の供給を受け、販売することを業とする者で、都道府県知事が指定した者

### 納める額

1キロリットルにつきー32,100円（1リットルー32.1円）

## 免税

船舶・農業・林業用機械の動力源等の特定の用途に使われる軽油は、免税の手続を受けた場合に限り課税されません（令和6年3月31日までに免税用途に使用した場合に限る）。

※ 免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取り等に係る報告義務制度があります。

## 申告と納税

特約業者又は元売業者が毎月分を翌月の末日までに申告し、納めます。

## 京都市への交付

府に納められた軽油引取税の10分の9に府と京都市内の国道・府道の面積の割合を乗じて得た金額が京都市に対して、交付されます。

## 混和軽油等にも軽油引取税がかかります

- ・特約業者、元売業者以外の販売業者が、軽油に灯油等の軽油以外の炭化水素油を混和するなどして（事前に混和の承認を受ける必要があります。）製造した軽油を販売したときは、販売業者にその販売量について、課税されます。
- ・元売業者・特約業者又は販売業者が灯油等の炭化水素油で軽油又は揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売した（事前に譲渡の承認を受ける必要があります。）ときは、その元売業者・特約業者又は販売業者にその販売量について、課税されます。
- ・自動車の保有者が、灯油等の炭化水素油で軽油又は揮発油以外のものを消費（混和することを含む。）して、自動車を道路において運行した（事前に消費の承認を受ける必要があります。）ときは、その自動車の保有者にその消費量について、課税されます。
- ・これら混和・販売又は消費をされるときは、事前にそれぞれ混和・譲渡又は消費の承認を受ける必要があります。

## 輸入軽油について

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合、輸入のとき（輸入許可を受けるとき）までに、事業所所在地の都道府県に申告納付しなければなりません。

## 脱税行為に対する罰則の強化

軽油引取税については、一件当たりの脱税額が大きく、また、複数のダミー会社を介在させる等の手口が悪質・巧みな脱税事件が増加しており、納税秩序維持の観点から大きな問題となっています。

また、不当な価格で販売される不正軽油が、市場における公正な競争を阻害しているほか、不正軽油は、環境汚染の原因になり、関係行政機関が連携した不正軽油の取締りが必要となっています。

こうした情勢を踏まえ、これまでの税制改正においては、脱税に係る様々な罰則の創設・強化が行われています。

### ○罰則の創設

- ・製造等の承認を受ける義務に関する罪に係る軽油等の炭化水素油について、事情を知って、運搬、保管、取得、処分に関わった者は、処罰されます。
- ・製造された不正軽油等について、納税義務者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、不正軽油等を実際に製造した者又は不正軽油等を製造した施設・設備の一定の所有者に連帯納税義務が課せられます。
- ・都道府県知事の承認を受けずに軽油を製造する者に、事情を知って、原材料や薬品、設備等を提供した者は処罰されます。

また、当該行為を元売業者、特約業者が行った場合には、元売業者等の指定を取り消されることがあります。

京都府の  
財政と府税

府税の  
あらまし

よく見る  
国税

府税の  
納付

お問  
合わせ  
先

お知  
らせ  
など

## 不正軽油に関する情報をお寄せください！

京都府では、不正軽油撲滅の取組として不正軽油110番を開設しています。

### 不正軽油 110 番

不正軽油110番に不正軽油に関する情報をお寄せください。

電話・FAX 0120-241-914

(フリーダイヤルで受付)

E-mail [zeimu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:zeimu@pref.kyoto.lg.jp)

京都府総務部税務課内

[京都府不正軽油対策協議会]

### こんな情報をお待ちしています！

- ・不審なタンクローリーが出入りしている工場がある。
- ・建物から油の臭いがする、刺激臭がする。
- ・著しく安価な軽油の販売、その売り込みがあった。
- ・トラック等の燃料として、灯油や重油を販売している、使っている。 など

### なぜ不正軽油を許してはいけないのでしょうか？

- ・不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、都道府県知事の承認なく軽油に灯油などを混ぜた「混和軽油」や軽油以外の石油製品から造る「製造軽油」などのことです。
- ・軽油引取税は、軽油を使用する人が、使用量に応じて公平に負担しています（軽油の販売代金には税金が含まれています。）。
- ・不正軽油がディーゼル車の燃料に使われると、排ガスに含まれる粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）が正規の軽油に比べて多くなり、大気汚染につながります。

### 不正軽油を購入・使用しないために

- ・軽油引取税は1リットル当たり32.1円課税されています。
- ・著しく安価な軽油を販売している場合には不正軽油の疑いがあります。
- ・正規の軽油取扱業者以外からのクチコミ販売等、出所のわからない軽油の場合にも不正軽油の疑いがあります。
- ・不正軽油と知って購入等した場合には、3年以下の懲役や300万円以下の罰金等が科せられます。  
安いかたと安易に購入せず、不正軽油の可能性はないか考えてみましょう。

## ■ 不動産取得税

この税金は、土地や家屋を取得したときに課税されるものです。

※ ここでは、平成20年4月1日から令和6年3月31日までに不動産を取得した場合についてご案内していますので、ご注意ください（この期間外に不動産を取得した場合については、最寄りの府税事務所、広域振興局税務課、府税出張所にお問い合わせください。）。

### 納める人

土地を売買、贈与、交換などによって取得した人

家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換などによって取得した人

（不動産の取得は、有償であるか無償であるか、所有権に関する登記をしたかどうかは問いません。）

## 納める額

取得したときの不動産の価格（評価額）×税率

税率は次のとおりです。

種類・取得日		平成20年4月1日 ～令和6年3月31日
土地		3%
家屋	住宅	3%
	住宅以外	4%

不動産の価格とは？

- 実際の購入価格や請負価格ではなく、次の価格をいいます。
  - ・原則として取得した時点において、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格
  - ・新增築家屋のように固定資産課税台帳に登録されていない場合や、地目の変換などがなされたことにより登録されている価格を用いることができない場合には、固定資産評価基準（総務大臣が告示で定めた評価の基準や方法）によって評価・決定した価格
- 宅地評価土地を取得した場合については、土地の価格（課税標準）は2分の1に負担調整されます（令和6年3月31日までに取得した場合に限ります。）。

## 免税点・非課税

### ・免税点

取得した不動産の価格が次の額に満たない場合は、課税されません。

土地	10万円
家屋	新築・増築・改築 23万円
	売買・贈与・交換など 12万円

### ・非課税

次のような場合は、課税されません。

1. 相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含みます。）による不動産の取得
2. 法人の合併又は一定の分割による不動産の取得など

## 住宅や住宅用土地の取得に対する軽減措置

住宅や住宅用土地を取得した場合は、不動産取得税が軽減される場合があります。

また、土地を取得した後、その土地の上に軽減対象となる住宅を建てる予定の場合などには、不動産取得税の徴収を猶予する制度があります。これらの制度の適用を受けるためには申告が必要です。添付しなければならない書類は、場合により異なります。

詳しくは、最寄りの府税の窓口（既に土地や家屋を取得された場合には、その地域を担当する府税の窓口）にお問い合わせください。

## 1 軽減措置が適用される場合

### (1) 適用される住宅

#### [新築住宅]

新築又は新築後使用されることがない住宅を購入した場合で、床面積が50平方メートル（一戸建て以外の貸家用共同住宅にあっては40平方メートル）以上240平方メートル以下の住宅（以下「特例適用住宅」といいます。）

#### [中古住宅]

次の全ての要件を満たす中古住宅（「耐震基準適合既存住宅」といいます。）

- 1 取得者がその住宅を自己の居住用に使うこと。
- 2 住宅の床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること。
- 3 次のいずれかに該当する住宅であること。

(ア) 昭和57年1月1日以降に新築されたものであること。

(イ) 上記（ア）に該当しない住宅で、建築士などが行う耐震診断によって地震に対する安全性に係る基準に適合していることの証明がされたものであること（ただし、証明に係る調査が住宅の取得日前2年以内に終了していることが必要です。）。

※ 上記の3の要件のみ当てはまらない中古住宅を取得した者が、取得後、6か月以内に耐震改修を行い、建築士などが行う耐震診断によって地震に対する安全性に係る基準に適合していることの証明を受け、かつ、居住の用に供する場合は軽減が受けられます（平成26年4月1日以降の取得に限ります。）。

### (2) 適用される住宅用土地

#### [新築住宅用土地]

特例適用住宅の敷地で、次の要件を満たす土地

- ・土地を取得した日から2年（令和6年3月31日までに取得された場合は3年）以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合（ただし、次のいずれかの場合に限り。）

ア 土地を取得した人がその土地を特例適用住宅新築時まで引き続き所有している場合

イ 土地を取得した人からその土地を取得した人が特例適用住宅を新築した場合

- ・特例適用住宅を新築した日から1年以内にその敷地を取得した場合
- ・取得者自らが居住するために、新築未使用の特例適用住宅とその敷地を取得した場合
- ・新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その特例適用住宅の新築日から1年以内に取得した場合

#### [中古住宅用土地]

軽減措置が適用される中古住宅の敷地で、次の要件を満たす土地

- ・土地を取得した日から1年以内にその土地の上に建っている中古住宅を取得した場合
- ・中古住宅を取得した日から1年以内にその敷地を取得した場合

※1の（1）【中古住宅】の3の要件のみ当てはまらない中古住宅を取得した者が、取得後、6か月以内に耐震改修を行い、建築士などが行う耐震診断によって地震に対する安全性に係る基準に適合していることの証明を受け、かつ、居住の用に供する場合における当該中古住宅の用に供する土地については、平成30年4月1日以降の取得に限ります。

## 2 軽減措置の内容

### (1) 住宅

#### [新築住宅]

家屋の価格から1戸につき1,200万円、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築の場合については、同法律の施行の日（平成21年6月4日）から令和6年3月31日までの間に取得した場合に限り1,300万円が控除されます。



## [中古住宅]

新築時期により、家屋の価格から次の額が控除されます。

新築年月日	控除額
昭和 29 年7月1日 ~昭和 38 年 12 月31日	100万円
昭和 39 年1月1日 ~昭和 47 年 12 月31日	150万円
昭和 48 年1月1日 ~昭和 50 年 12 月31日	230万円
昭和 51 年1月1日 ~昭和 56 年 6 月30日	350万円
昭和 56 年7月1日 ~昭和 56 年 12 月31日	420万円
昭和 57 年1月1日 ~昭和 60 年 6 月30日	420万円
昭和 60 年7月1日 ~平成 元 年 3 月31日	450万円
平成 元 年4月1日 ~平成 9 年 3 月31日	1,000万円
平成 9 年4月1日 ~	1,200万円

控除額は1戸についての限度額です。

## (2) 住宅用土地

### [新築住宅・中古住宅用土地]

次の①、②のいずれか高い方の額が税額から減額されます。

① 45,000円

② 土地1平方メートル当たりの価格(※)×(住宅の床面積×2(限度200平方メートル))×3%

※ 宅地評価土地の場合は、評価額を2分の1に調整した後の価格で計算します。

## 3 軽減適用の例

### ●軽減適用の例●

例えば、次のような建売住宅とその敷地を令和5年3月に取得した場合、以下のとおり、住宅・土地ともに税額が軽減されます。

(住宅) 延べ床面積180平方メートル、評価額1,500万円(令和4年4月新築で未使用)

(土地) 面積250平方メートル、評価額3,500万円

#### <住宅>

床面積が180平方メートルの新築未使用住宅であり、50平方メートル以上240平方メートル以下の「特例適用住宅」となることから軽減(控除)が受けられます。

#### 税額計算

$(1,500万円 - 1,200万円) \times 3\% = 90,000円$

(価格(評価額) - 控除額) × 税率 = 住宅税額

#### <土地>

購入した住宅が「特例適用住宅」に該当しますので、軽減(減額)が受けられます。

#### 減額される額

(1) 45,000円

(2)  $70,000円 / 平方メートル \times 200平方メートル \times 3\% = 420,000円$

土地1平方メートル当たり価格(※1) × 住宅の床面積 × 2(※2) × 税率

(※1) 評価額 × 1/2 調整後の価格

(※2) 200平方メートルが限度

(1) と (2) の高い方の額 (2) 420,000円が減額されます。

#### 税額計算

$17,500,000円 \times 3\% - 420,000円 = 105,000円$

(当初税額525,000円)

評価額 × 1/2 調整後の価格 × 税率 - 減額される額 = 土地税額

不動産取得税は、90,000円 + 105,000円 = 195,000円(住宅税額 + 土地税額 = 合計税額)となります。

## その他の軽減措置

次のような場合にも軽減措置があります。

- (1) 買取再販事業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限り)を取得し、2年以内に一定のリフォーム工事(耐震、省エネ、バリアフリーなど)を行った上で個人(自己の居住用に限り)に販売した場合



- (2) 買取再販事業者が(1)の用に供する敷地を取得した場合(平成30年4月1日～令和7年3月31日の取得に限ります。)
- (3) 公共事業の用に供するためにその事業を行う者に不動産を譲渡し、それに代わる不動産を2年以内に取得した場合
- (4) 火災などの災害により不動産が滅失又は損壊し、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合
- (5) 取得した不動産が、取得した日から3か月以内に災害により滅失又は損壊した場合

## 申告と納税

### ・申告

不動産を取得した場合は、「不動産取得に関する申告書」を提出してください。

(非課税や軽減措置を受ける場合には、そのことを証明する書類の提出が必要です。)

「不動産取得に関する申告書」は、各府税事務所・広域振興局税務課・府税出張所に備え付けています。

なお、不動産を取得された方には、各府税事務所などから「不動産取得に関する申告書」が送付されます。

### ・納税

府から送付される納税通知書によって、納期限までに納めます。

(納期限は納税通知書に記載されています。)

## 条例に基づく軽減税制について(認定された取得に限ります。)

### ものづくり産業等集積促進税制(平成14年4月1日～令和9年3月31日)

ものづくり企業が、府内の一定の地域(ものづくり産業等集積促進地域)において不動産を取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは、京都府商工労働観光部産業立地課(電話075-414-5115)までお問い合わせください。

### 中小企業応援条例に基づく認定企業支援税制(平成19年4月1日～令和9年3月31日)

中小企業応援条例に基づき事業計画の認定を受けた企業が、その計画に基づいて研究開発等事業を実施するための施設の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは、京都府商工労働観光部ものづくり振興課(電話075-414-4851)までお問い合わせください。

### 再生可能エネルギーの導入等の促進税制(平成28年1月1日以降の取得)

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき導入等支援団体として登録を受けた団体が、導入等支援事業の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が免除されます。

詳しくは、京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課(電話075-414-4298)までお問い合わせください。

### 少子化対策税制(平成28年4月1日以降の取得)

3人以上の子どもがおられる世帯の世帯主などが、特例適用住宅などを取得し、1年以内に居住される場合、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは、京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室(電話075-414-4602)までお問い合わせください。

### 若者の就職等の支援税制(認定日以降の取得)

基礎的(実践的)就職支援事業を行う事業者が、認定就職支援計画に従って、基礎的(実践的)就職支援事業の用に供する不動産を取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは、京都府商工労働観光部労働政策室(電話075-414-5088)までお問い合わせください。

### 移住者等の活躍推進税制(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

府内の一定の地域(移住促進特別区域)において、「移住者」又は「認定活躍応援計画に記載されている活躍応援事業を行う事業者」が、対象となる不動産(登録空家及びその敷地)を取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは、京都府総合政策環境部地域政策室(電話075-414-5742)までお問い合わせください。

## ■ 固定資産税

本来は市町村税ですが、市町村（京都市を除く。）の財政上の均衡を図る見地から、大工場など一定の規模を超える償却資産（大規模償却資産）に対して府が課税するものです。

### 納める人

大規模償却資産の所有者

### 納める額

市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の1.4%

### 申告と納税

#### ・申告

申告期限は1月31日です。

#### ・納税

府から送付される納税通知書により4月、7月、12月及び2月に納めます。

### 不動産に関係のある税金

取得した時	所有している時	譲渡した時
相続税（国）	固定資産税（市町村）	所得税（国）
贈与税（国）	特別土地保有税（市町村）	法人税（国）
登録免許税（国）	都市計画税（市町村）	住民税（市町村）
不動産取得税（府）		
特別土地保有税（市町村）		

※このほかに印紙税、消費税及び地方消費税があります。

## ■ 地方消費税

この税金は、消費税（国税）と同様、商品の販売やサービスの提供に対して課税されるものです。

### 納める人

国内取引（譲渡割）：商品の販売やサービスの提供を行った事業者

輸入取引（貨物割）：輸入貨物を保税地域から引き取る者

### 納める額

消費税（国税）額の78分の22（商品やサービスの価格の2.2%相当）

※消費税（消費税率7.8%）と地方消費税を合わせた消費者の負担率は10%となります。

また、令和元年10月1日から、軽減税率制度が実施されました。

### 申告と納税

#### 1 譲渡割

消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者の方は、消費税の申告期限までに、消費税の申告と合わせて税務署に申告し、申告した地方消費税額を消費税と合わせて納めます。

## 2 貨物割

輸入貨物を保税地域から引き取る方は、消費税の申告と合わせて税関に申告し、申告した地方消費税額を消費税と合わせて納めます。

※ 詳しくは、最寄りの税務署又は税関にお問い合わせください。

### 都道府県の清算

消費者の方に負担していただいた地方消費税は、消費に関する指標等により各都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入となります。

### 市町村への交付

清算後の地方消費税の収入額の50%は、人口と従業者数（税率の引上げによる増収分は人口）によりあん分して、府内の市町村に交付されます。

## 消費税・地方消費税の税率の引上げと軽減税率制度の導入について

増加し続ける社会保障関係費は、国の財政だけでなく、地方の財政も大きく圧迫しています。そこで、国・地方を通じて社会保障を充実・安定化させるための財源として、平成26年4月に消費税・地方消費税を合わせ8%への引上げが行われました。そして令和元年10月からは更に10%への引上げが行われ、この引上げと同時に軽減税率制度が導入されました。

この引上げ分の税収は、社会保障施策に要する経費に充当されます。

### 【消費税・地方消費税の税率】

区 分	～平成26年3月	平成26年4月～	令和元年10月～	
			標準税率	軽減税率
消費税(国税)+地方消費税(地方税)	5%	8%	10%	8%
うち消費税	4%	6.30%	7.80%	6.24%
うち地方消費税	1%	1.70%	2.20%	1.76%

### 【適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）】

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を納税地を所管する税務署へ提出し（e-Tax 利用可）、登録を受ける必要があります。

### 【軽減税率制度】

令和元年10月の消費税・地方消費税10%引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税・地方消費税を8%とする軽減税率制度が導入されました。

制度の内容など詳細については、以下のホームページ特設サイトをご覧ください。



・国税庁「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

### 【相談窓口】

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関するお問い合わせは、国税庁が設置した下記相談窓口などで受け付けています。

・インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル：0120-205-553（受付時間：土日祝日を除く9時～17時）無料

## ■ 府たばこ税

この税金は、卸売販売業者等が小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、たばこを購入するときの価格に含まれています。

### 納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

### 納める額

製造たばこの本数×1,070円／1,000本

### 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

皆様がお買いになるたばこ1箱には、府たばこ税が21.4円、市町村たばこ税が131.04円含まれています。

この税金は、たばこが販売された所の府と市町村の収入になります。

## ■ ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

### 納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に税金を受け取り、府に申告して納めます。）

### 納める額

利用者1人1日につき 600円～1,200円

### 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めます。

### 非課税

以下の要件に該当する場合は、ゴルフ場利用税は課税されません（身分証明書を提示し、かつ、非課税等申告書等をゴルフ場に提出された場合に限ります。）。

- ・年齢18歳未満の人      ・年齢70歳以上の人      ・地方税法に規定する障害者
- ・国民スポーツ大会ゴルフ競技参加選手が同大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合
- ・学校教育法第1条に規定する学校の学生等又は学生を引率する教員が地方税法に定める教育活動としてゴルフを行う場合

### 市町村への交付

府に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

## ■ 鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

### 納める人

府内に鉱区を持っている鉱業権者

## 納める額

### ・砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区－面積100アールごとに年額 200円

採掘鉱区－面積100アールごとに年額 400円

### ・砂鉱を目的とする鉱区

河床－延長1,000メートルごとに年額 600円

その他のもの－面積100アールごとに年額 200円

(注) 年の中で鉱業権を取得したときはその翌月から、鉱業権の消滅があったときはその月まで月割で計算した額

## 申告と納税

### ・申告

申告期限は鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。

### ・納税

府から送付される納税通知書によって5月31日までに納めます。

年の中で鉱業権を取得したときは、府から送付される納税通知書によって、別に指定された期限までに納めます。

## 狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに對して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられる目的税です。

## 納める人

狩猟者の登録を受ける人

## 納める額

	免許の種類・区分	税額
第一種銃猟（装薬銃）	1 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	2 1の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	3 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	4 3の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	5 2の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟・わな猟	6 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	7 6の人の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500円
	8 府民税の所得割額の納付を要しない人	
	9 8の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
10 7の人のうち、農林水産業に従事している人		
第二種銃猟（空気銃）	－	5,500円

※ 令和6年3月31日までの間に限り次の措置が講じられます。

- ① 対象鳥獣捕獲員である方には、狩猟税は課されません。
- ② 狩猟者登録を申請する日前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、京都府内で実施した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2の指定管理鳥獣捕獲等事業又

は同法第9条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業に従事した方は、狩猟税は課されません（申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要です。）。

- ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた方又は第9条第8項の従事者として従事者証の交付を受けた方が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税額の1/2となります。

## 納税

狩猟者の登録を受けるときに、納めます。

## 産業廃棄物税

この税金は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的に、平成17年4月1日から導入しました。

### 納める人

産業廃棄物を府内の最終処分場へ搬入する者（産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者）

- (注) 1. 府内に最終処分場を有する最終処分業者が産業廃棄物を持ち込んだ人から処分料金と合わせて税金を受け取り、府に申告して納めます。  
2. 排出事業者又は中間処理業者が自ら有する最終処分場において産業廃棄物を処分する場合には、排出事業者又は中間処理業者が申告して納めます。

### 納める額

搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円

### 申告と納税

府内の最終処分業者等が、下表の期間において徴収又は納付すべきものについて、それぞれの期限までに申告し、納めます。

期 間	期 限
1月1日から 3月末日まで	4月末日
4月1日から 6月末日まで	7月末日
7月1日から 9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	翌年 1月末日